

標準引越運送約款

平成二十二年十一月二十二日 運輸省告示第五百七十七号
改正 平成三十年一月三十一日 国土交通省告示第二百二十七号

- 目次
- 第一章 総則
- 第二章 見積り
- 第三章 引越の引受け
- 第四章 荷物の引渡
- 第五章 指図
- 第六章 引渡
- 第七章 責任
- 第八章 運賃
- 第九章 危険

第一章 総則

第一条 この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転又は当店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送であつて、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合を除き、適用されません。

第二条 前項の引越の引受けは、店頭に掲示します。前項の引越の引受けは、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

第二章 見積り

第三条 当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について、試算（以下「見積り」という。）を行います。見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

- 一 申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 三 荷物の受取日時及び引渡日
- 四 運送地及び目的地の地名、地番及び連絡先電話番号
- 五 運賃等の合計額、内訳及び支払方法
- 六 解約手数料の額
- 七 当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号
- 八 その他見積りに必要な事項
- 九 前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに積込み、取卸し、搬出及び搬入作業、荷造り作業、開梱作業等に於いては、運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。
- 十 見積りは請求できません。ただし、発送地又は到達地においてわかりやすく記載し、下見を要した費用を請求することはありません。この場合には、見積りを行う前にその金額を申込者に通知し、了解を得ることとします。
- 十一 当店は、見積りの際に内金、手付金等（前項ただし書の規定による下見を要した費用を除く。）を請求しません。
- 十二 当店は、見積り時に申込者に対して、この約款を提示します。
- 十三 当店は、見積りに記載した荷物の受取日の三日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

第三章 運送の引受け

第四条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することがあります。

- 一 運送に適合する設備がないとき。
- 二 運送に適合する設備がないとき。
- 三 運送に適合する設備がないとき。
- 四 運送に適合する設備がないとき。
- 五 天災その他やむを得ない事由があるとき。
- 六 荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物の引越運送の引受けを拒絶することがあります。
 - 一 現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等荷受人において携帯することのできる貴重品
 - 二 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの
 - 三 動植物、ピアノ、美術品、骨董品等運送に当たって特殊な管理を要するため、他の荷物と同時に運送することに適さないもの
 - 四 申込者が第八号第一項の規定によるその種類及び性質の申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないもの
- 五 点検の同意を与えないもの
- 六 点検の同意を与えないもの
- 七 点検の同意を与えないもの
- 八 点検の同意を与えないもの

第四章 荷物の受取

第五条 当店は、荷受人の利益を害しない限り、引き受けた荷物の運送を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第五章 荷物の引渡

第六条 当店は、見積書に記載した引渡日に荷物を引き渡します。また、荷物受取時に、引渡日時を荷受人が不在の場合に通知します。

第六章 指図

第七条 荷受人は、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に於いて、運送に適するように荷造りをしななければならない。荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷受人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷受人の負担により必要な荷造りを行います。前二項の規定にかかわらず、当店は荷受人からの申込みに応じて、荷受人の負担により必要な荷造りを行います。

第七章 責任

第八条 当店は、荷物の種類及び性質の確認に、第四号第二項各号に掲げる荷物、貴重品（第四号第二項第一号及び第三号に掲げるものを除く。）壊れやすいもの（パソコン等の電子機器を含む。）第二十四号第二項において同じ）、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するもの有無並びにその種類及び性質を申告するを荷受人に求めます。その種類及び性質につき荷受人が告げたことに疑いがあるときは、荷受人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

第八章 運賃及び料金

第九条 当店は、荷物の種類及び性質が荷受人の申告したところと異なるときは、このために生じた損害を賠償します。第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷受人の負担とします。

第九章 危険

第十条 当店は、荷物の種類及び性質が荷受人の申告したところと異なるときは、このために生じた損害を賠償します。第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷受人の負担とします。

第十章 事故

第十一条 当店は、荷物の種類及び性質が荷受人の申告したところと異なるときは、このために生じた損害を賠償します。第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷受人の負担とします。

第十二条 当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損を発見したとき、又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日より遅延すると判断したときは、遅滞なく荷受人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。荷物の引渡は、前項の場合において、指図を待たないときは、又は当店の定められた期間内に指図がないときは、荷受人の利益のために、当店の裁量によって運送の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をします。

第八章 運賃等

第十三条 当店は、荷物の種類及び性質が荷受人の申告したところと異なるときは、このために生じた損害を賠償します。第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷受人の負担とします。

第九章 危険

第十四条 当店は、荷物の種類及び性質が荷受人の申告したところと異なるときは、このために生じた損害を賠償します。第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷受人の負担とします。

第十章 事故

第十五条 当店は、荷物の種類及び性質が荷受人の申告したところと異なるときは、このために生じた損害を賠償します。第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷受人の負担とします。

第十一章 賠償

第十六条 当店は、荷物の種類及び性質が荷受人の申告したところと異なるときは、このために生じた損害を賠償します。第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷受人の負担とします。

第十二章 賠償

第十七条 当店は、荷物の種類及び性質が荷受人の申告したところと異なるときは、このために生じた損害を賠償します。第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷受人の負担とします。

第十三章 賠償

第十八条 当店は、荷物の種類及び性質が荷受人の申告したところと異なるときは、このために生じた損害を賠償します。第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷受人の負担とします。

第十四章 賠償

第十九条 当店は、荷物の種類及び性質が荷受人の申告したところと異なるときは、このために生じた損害を賠償します。第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷受人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷受人の負担とします。